

## 民事訴訟規則の改正に関する要綱案

(前注1) 本資料は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号。同法附則第1条ただし書第2号から第4号までに掲げる規定に限る。）の施行に伴い、必要と考えられる規則事項につき、整理したものである。

(前注2) 以下の法の引用・参照に当たっては、以下の略語を使用している。

令和4年法律第48号による改正後の民事訴訟法：「改正法」

令和4年法律第48号による改正前の民事訴訟法：「現行法」

(前注3) その他、以下の略語を使用している。

ウェブ会議及びテレビ会議：「ウェブ会議等」

ウェブ会議、テレビ会議及び電話会議：「電話会議等」

## 第1 当事者に対する住所、氏名等の秘匿等（改正法92条及び第1編第8章（133条～133条の4）関係）

### 1 秘匿の制度に係る申立ての方式

次に掲げる申立ては、書面で行わなければならないものとする。

- (1) 改正法133条（申立人の住所、氏名等の秘匿）1項の申立て
- (2) 改正法133条の2（秘匿決定があった場合における閲覧等の制限の特則）第2項の申立て
- (3) 改正法133条の4（秘匿決定の取消し等）第1項の取消しの申立て
- (4) 改正法133条の4第2項の許可の申立て

### 2 秘匿事項届出書面の提出方法

民事訴訟規則3条1項に、次の号を加えるものとする。

秘匿事項届出書面

### 3 秘匿事項届出書面の記載事項等

- (1) 秘匿事項届出書面には、秘匿事項のほか、次に掲げる事項を記載し、秘匿対象者が記名押印しなければならないものとする。

ア 秘匿事項届出書面である旨の表示

イ 秘匿対象者の郵便番号及び電話番号（ファクシミリの番号を含む。以下「電話番号等」という。）

- (2) (1)イの規定は、秘匿対象者の郵便番号及び電話番号等を記載した訴状又は答弁書が提出されている場合には、適用しないものとする。

#### 4 押印を必要とする書面の特例等

- (1) 氏名について秘匿決定があった場合には、本文3(1)の秘匿事項届出書面に対するものを除き、民事訴訟規則の規定による押印（当該秘匿決定に係る秘匿対象者がするものに限る。）は、することを要しないものとする。
- (2) 住所等について秘匿決定があった場合には、本文3(1)の秘匿事項届出書面に対するものを除き、民事訴訟規則の規定による郵便番号及び電話番号等（当該秘匿決定に係る秘匿対象者に係るものに限る。）の記載は、することを要しないものとする。

#### 5 秘匿事項記載部分の閲覧等の制限の申立ての方式等

- (1) 改正法133条の2（秘匿決定があった場合における閲覧等の制限の特則）第2項の申立ては、秘匿事項記載部分を特定してしなければならないものとする。
- (2) 秘匿対象者は、自らが提出する文書その他の物件（以下「文書等」という。）について改正法133条の2第2項の申立てをするとき、当該文書等の提出の際にこれをしなければならないものとする。
- (3) (1)の申立てをするとき、当該申立てに係る文書等から秘匿事項記載部分を除いたものをも作成し、裁判所に提出しなければならないものとする。
- (4) (1)の申立てを認容する決定においては、秘匿事項記載部分を特定しなければならないものとする。
- (5) (4)の決定があったときは、(1)の申立てをした者は、当該申立てにおいて特定された秘匿事項記載部分と当該決定において特定された秘匿事項記載部分とが同一である場合を除き、遅滞なく、当該申立てに係る文書等から当該決定において特定された秘匿事項記載部分を除いたものを作成し、裁判所に提出しなければならないものとする。
- (6) 改正法133条の2第2項の決定の一部について改正法133条の4（秘匿決定の取消し等）第1項の取消しの裁判が確定したとき又は同条第2項の許可の裁判が確定したときは、(1)の申立てをした者は、遅滞なく、当該申立てに係る文書等から当該改正法133条の2第2項の決定において特定された秘匿事項記載部分のうち改正法133条の4第1項の取消しの裁判又は同条第2項の許可の裁判に係る部分以外の部分を除いたものを作成し、裁判所に提出しなければならないものとする。
- (7) (3)、(5)又は(6)により文書等から秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書等の閲覧、謄写又は複製は、その提出さ

れたものによってさせることができるものとする。

#### 6 秘匿決定等の一部が取り消された場合等の取扱い

- (1) 秘匿決定の一部について改正法133条の4（秘匿決定の取消し等）第1項の取消しの裁判が確定したとき又は秘匿事項届出書面の一部について同条第2項の許可の裁判が確定したときは、改正法133条1項の申立てをした者は、遅滞なく、既に提出した秘匿事項届出書面から当該取消しの裁判又は当該許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたもの（(2)において「閲覧等用秘匿事項届出書面」という。）を作成し、裁判所に提出しなければならない。
- (2) (1)により閲覧等用秘匿事項届出書面が提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、当該閲覧等用秘匿事項届出書面によってさせることができる。

#### 7 宣誓の特則

- (1) 民事訴訟規則112条に次の規律を加えるものとする。

裁判長は、相当と認めるときは、民事訴訟規則112条3項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名押印に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができるものとする。
- (2) (1)は、鑑定人に宣誓をさせる場合について準用するものとする。

#### 8 秘密保護のための閲覧等の制限の申立ての方式等（改正法92条関係）

- (1) 当事者は、自らが提出する文書等について改正法92条1項の申立てをするときは、当該文書等の提出の際にこれをしなければならないものとする。
- (2) 改正法92条1項の申立てをするときは、申立てに係る秘密記載部分が当該申立てに係る文書等の全部である場合を除き、当該申立てに係る文書等から秘密記載部分を除いたものをも作成し、裁判所に提出しなければならないものとする。
- (3) 改正法92条1項の申立てを認容する決定があったときは、当該申立てにおいて特定された秘密記載部分と当該決定において特定された秘密記載部分とが同一である場合を除き、当該申立てをした者は、遅滞なく、当該申立てに係る文書等から当該決定において特定された秘密記載部分を除いたものを作成し、裁判所に提出しなければならないものとする。
- (4) 改正法92条3項の申立ては、書面でしなければならない。
- (5) 改正法92条1項の決定の一部を取り消す裁判が確定したときは、同項の申立てをした者は、遅滞なく、当該申立てに係る文書等から当該決

定において特定された秘密記載部分のうち当該決定の一部を取り消す裁判に係る部分以外の部分を除いたものを作成し、裁判所に提出しなければならないものとする。

- (6) (2) (3) 及び (5) により文書等から秘密記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書等の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができるものとする。

## 第2 映像と音声の送受信による通話の方法（ウェブ会議等）又は音声の送受信による通話の方法（電話会議等）による手続（改正法87条の2、89条、170条、176条関係）

- 1 音声の送受信による通話の方法（電話会議等）による弁論準備手続期日  
(1) 民事訴訟規則88条2項の規律を次のとおり改めるものとする。

裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって弁論準備手続の期日における手続を行うときは、裁判所又は受命裁判官は、次に掲げる事項を確認しなければならないものとする。

ア 通話者

イ 通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

- (2) 民事訴訟規則88条3項の規律を次のとおり改めるものとする。

(1)の手続を行ったときは、その旨及び(1)イに掲げる事項を弁論準備手続の調書に記載しなければならない。

- 2 音声の送受信による通話の方法（電話会議等）による書面による準備手続における協議

- (1) 民事訴訟規則91条4項において準用される同規則88条2項の規律を次のとおり改めるものとする。

裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって書面による準備手続における協議を行うときは、裁判長又は高等裁判所における受命裁判官は、次に掲げる事項を確認しなければならないものとする。

ア 通話者

イ 通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

- (2) 民事訴訟規則91条3項の規律を次のとおり改めるものとする。

(1)の方法による協議をし、かつ、裁判長又は高等裁判所における受命

裁判官がその結果について裁判所書記官に記録をさせたときは、その記録に(1)の方法による協議をした旨及び(1)イに掲げる事項を記載させなければならない。

3 音声の送受信による通話の方法（電話会議等）による和解の期日

(1) 裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって和解の期日における手続を行うときは、裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官（以下「裁判所等」という。）は、次に掲げる事項を確認しなければならないものとする。

ア 通話者

イ 通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

(2) (1)の手続を行い、かつ、裁判所等がその結果について裁判所書記官に調書を作成させるときは、(1)の手続を行った旨及び(1)イに掲げる事項を調書に記載させなければならない。

4 映像と音声の送受信による通話の方法（ウェブ会議等）による口頭弁論の期日

(1) 改正法第87条の2第1項に規定する裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話を行うことができる方法によって口頭弁論の期日における手続を行うときは、裁判所は、次に掲げる事項を確認しなければならないものとする。

ア 通話者

イ 通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

(2) (1)の手続を行ったときは、その旨及び(1)イに掲げる事項を口頭弁論の調書に記載しなければならないものとする。

5 音声の送受信による通話の方法（電話会議等）による審尋の期日

(1) 改正法第87条の2第2項に規定する裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって審尋の期日における手続を行うときは、裁判所又は受命裁判官は、次に掲げる事項を確認しなければならないものとする。

ア 通話者

イ 通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

(2) (1)の手続を行ったときは、その旨及び(1)イに掲げる事項を審尋の期日の調書に記載しなければならないものとする。

- 6 音声の送受信による通話の方法（電話会議等）による進行協議期日
- (1) 民事訴訟規則96条第1項の規律を次のとおり改めるものとする。  
裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、進行協議期日における手続を行うことができる。
- (2) 民事訴訟規則96条3項の規律を削除する。
- (3) 民事訴訟規則96条4項において準用される同規則88条2項の規律を次のとおり改めるものとする。  
(1)の方法による手続を行うときは、裁判所又は受命裁判官は、次に掲げる事項を確認しなければならないものとする。  
ア 通話者  
イ 通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。
- (4) (1)の方法による手続を行い、かつ、裁判所又は受命裁判官がその結果について裁判所書記官に調書を作成させるときは、(1)の方法による手続を行った旨及び(3)イに掲げる事項を調書に記載させなければならないものとする。

### 第3 無断での写真の撮影等の禁止

民事訴訟規則77条（78条で準用する場合も含む。）の規律を次のとおり改めるものとする。

民事訴訟に関する手続の期日における写真の撮影、速記、録音、録画又は放送は、裁判長、受命裁判官又は受託裁判官の許可を得なければすることができない。期日外における審尋及び民事訴訟法176条（書面による準備手続の方法等）3項に基づく協議についても、同様とする。

### 第4 その他

その他所要の規定を整備するものとする。